

奈良県広域水道企業団インターンシップ実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学生等に将来の人生設計や適性職業について考える機会を与えるとともに、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）の業務内容や水道事業に対する理解の促進に資するために行う、学生等実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（インターンシップ対象者）

第2条 インターンシップは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、専門学校、高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生又は卒業生（以下「学生等」という。）を対象として実施する。

（参加申し込み）

第3条 インターンシップに参加を希望する者又はインターンシップに参加を希望する者が在籍する大学等は、奈良県広域水道企業団インターンシップ参加申込書（様式第1号）を企業団総務課長（以下「総務課長」という。）に提出しなければならない。

2 大学等においてインターンシップの参加申込書（以下「大学等参加申込書」という。）が定められている場合で、様式第1号に記載している事項が含まれる場合は、前項の規定にかかわらず、大学等参加申込書を企業団に提出することにより、様式第1号の提出があったものとみなす。

（報酬等）

第4条 企業団はインターンシップに参加する学生等（以下「インターンシップ生」という。）及びインターンシップ生が在籍する大学等に対して、報酬又は賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習期間）

第5条 インターンシップの実習期間は、原則としてインターンシップ生の夏季休業期間その他の大学等において授業等が行われない期間で、企業団総務課長（以下「総務課長」という。）が指定する期間とする。

（実習時間）

第6条 実習時間は、企業団の休日（奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和7年2月条例第3号）第1条第1項に規定する日）を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時15分までの範囲内で、総務課長が指定する時間とする。

（服務）

第7条 インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 インターンシップ生は、実習時間中、企業団の職員が遵守すべき法令、条例等及び企業団職員が円滑な実習実施のために行う指示等に従わなければならない。

3 インターンシップ生は、実習中に知り得た情報を漏らしてはならない。実習期間が終了した後も、また同様とする。

4 インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ企業団職員にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第8条 インターンシップ生は、誓約書（様式第2号）を、インターンシップ開始日に企業団に対して提出しなければならない。

（インターンシップの受入）

第9条 企業団は、インターンシップ制度の実施、募集及び総合調整を適切に行うため、事務局本部に在籍する職員で構成するインターンシップ受入プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を組織する。

2 プロジェクトチームは、事業部長をチームリーダーとし、チームリーダーが構成員を指名する。

3 プロジェクトチームはインターンシップ生の受入計画案を作成し、実施内容を担当する所属（以下「担当所属」という。）を選定する。

4 担当所属の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属に在籍する職員で構成するインターンシップ実習チーム（以下「実習チーム」）を組織する。

5 実習チームは、担当所属の長をチームリーダーとし、チームリーダーが構成員を指名する。この場合において、チームリーダーは、係長級又は主査級にある職員の中から実習支援者として、構成員に指名するものとする。

6 実習支援者は、あらかじめ定められた実習プログラムを円滑かつ適切に実施できるよう、実習チームの方針に従い、インターンシップ生を直接指導する。

（実習の中止）

第10条 実習チームのチームリーダーは、インターンシップを円滑に実施できないおそれが生じたと認めた場合は、その旨プロジェクトチームのチームリーダーに報告する。

2 前項に規定する報告を受けたプロジェクトチームのチームリーダーは、その内容が次の各号に該当すると認めるときは、インターンシップ生その他の関係者の意見を聴取したうえで、実習の全部又は一部を中止することができる。

- (1) インターンシップ生が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他のインターンシップ生に起因するところにより実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 災害その他の企業団運営上必要な業務を優先して実施する必要があるとき。
- (3) その他実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第11条 インターンシップ生は、故意又は過失により第7条第1項から第4項までの規定に反する行為を行い、それによって企業団又は第三者に対して損害を与えた場合は、自らの責任において対応しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から実施する。